

別表(第2条関係)

六ヶ所村まちづくり協議会産業振興助成金交付対象			
交付の対象	対象となる経費		補助率
ア 地域活性化に貢献できる優れた人材の育成、確保に関する事業	謝礼	①外部専門家から指導を受けた場合の謝礼金 ②イベント出演料 (会員人件費を除く)	左記の経費合計額の4/5以内とする。  助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。
イ 産業振興上必要な技術の開発、改良に関する事業	消耗品費	事業に必要なとする少額な物品の購入費 (事務機械、事務用品を除く)	
ウ 地域資源の発掘とその活用による商品開発、起業化に関する事業	印刷製本費	①PR・販売促進活動に係るポスター、チラシ等の印刷物 ②パンフレット、資料等印刷費 ③記念冊子等の印刷費 (コピー用紙代を除く)	
エ 地域特産物の需要拡大、販路の開拓、拡大に関する事業	使用料及び借上料、リース料	会場使用料、事業に必要な物品の借上料	
オ 観光PR及び観光客の受け入れ体制の整備等観光開発に関する事業	委託費	①調査研究、パッケージデザイン等の委託費 ②試作品等の外注加工費等 ③商品開発に係る経費 ④その他 人材育成事業、環境整備に係る委託料	
カ 共同利用に係る産業施設整備に関する事業	材料費	新商品試作のための原材料費等 (営業に係るものを除く)	
キ スポーツ・文化交流に関する事業	通信運搬費	運送料等	
ク アからキまでに掲げるもののほか、地域の活性化及び産業の育成、近代化に寄与する事業	広告宣伝費	イベント出展料、ホームページ作成料、その他PR料等	
	運営費	地域のイベント、大会、祭等の開催設営費等	
	旅費	①外部専門家の旅費・宿泊料 ②マーケティング活動、特産物販売促進活動等に必要旅費	
	その他事業に必要であると会長が認める経費		
ケ 環境整備美化に関する事業	環境整備費	植栽、花卉の購入、除草材料等	左記の経費合計額の10/10以内とする。 助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。